

ご意見・ご質問	国土交通省の考え方
住戸内に設けるエレベーターについても、かごの構造を緩和してもらいたい。	住戸内に設けるエレベーターであっても、昇降行程が1m以下であって手すりを設けたものについては、壁又は囲いの設置について緩和規定が適用されず。その他の場合については、落下防止等のため、手すり、側壁等を設ける必要があると考えています。
「運転手がいなければ昇降できない昇降機」を「鍵を用いなければ昇降できない昇降機」に修正すべきである。	ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。
「運転手がいなければ昇降できない昇降機」の意味が不明瞭である。文脈からすると、かご内に操作盤がないものと思われるが、かごに乗って操作する者は運転手ではないのか。	ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。
車いす使用者専用の昇降機については、かごの床からの立ち上がり高さを6cm以上に緩和していただきたい。(出入口幅が80cmを超える昇降機にあつては7cm以上)	ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。
出入口に戸又は可動式の手すりを設けなくてもよい場合として、一定の丈夫な壁又は囲い等で囲われている昇降路に設けるかごの出入口であることとしているが、「挟まれるおそれのない」丈夫な壁又は囲いとすべきではないか。	ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。
運転手がいなければ昇降できない昇降機について、操作盤をかごの外で全走行行程及びかご下を見通せる場所に設置しなければならないとあるが、スカートガード等や挟まれ防止装置を設けた場合は適用除外とされたい。	ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。
手動車いすの使用しか想定されないような、床面積が1㎡以内の昇降機の積載量については、車いすの重さを20kgと考へ、1人あたりの体重65kgとあわせて、85kgとしてよいのではないか。	手動車いすしか使用できない昇降機が想定できないため、安全のため、車いすの重さは電動車いすを前提に110kgと設定することとしています。
車いすの質量を120kgから110kgに修正されたい。	ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。
特殊なエレベーターの昇降行程を4.8m以下まで緩和されたい。	ISOやASMEにおいては、昇降行程が4mのものまで認められているため、国際標準と整合をとることとしたものです。
個人住宅について、昇降行程1m以上2m未満の昇降機のための規定を設けていただきたい。	現時点では、昇降行程1m以上2m未満という限定的な昇降機に求められる特有の性能及びその技術基準についての知見が得られていないため、原案のとおりとしました。
昇降行程1mを超える場合、「高さ1m以上」の壁又は囲いが必要とされているが、「高さ1.1m以上」なくては他の規定と矛盾するのではないか。	例えば、バルコニー等で高さ1.1m以上の手すり壁等が求められるのは、屋上広場又は2階以上の階にあるもの周囲であり、昇降行程4m以下の昇降機を対象としている改正案で求めている「高さ1m以上の壁又は囲い」とは、求められる安全性能が異なり、矛盾するものではないと考えています。
「運転手がいなければ昇降できない昇降機で車いす使用者専用の表示をしたもの」については高さ65cm以上の壁又は囲いが必要とのことであるが、運転者が同乗する場合は、運転者の安全のために立位者用安全柵の高さが必要になるのではないか。	ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。

<p>「車いすの重さを120kgとして計算する」とあるが、車いす単体の重量を120kgとするのか、車いす使用者を含めて120kgとするのか不明瞭である。</p>	<p>車いす単体の重量を120kgとして計算してください。</p>
<p>昇降路の側壁の仕上げを粗面とせず、接触しても危険がないようにする構造が、かごと立ち上がりが一体で動かない昇降機には必要ではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。</p>
<p>現行の段差解消機の昇降行程を2.5mから4mに緩和する必要はない。</p>	<p>ISOやASMEにおいては、昇降行程が4mのものまで認められているため、国際標準と整合をとることとしたものです。</p>
<p>出入口戸と可動手すりについては、上階側と下階側で分けて考えるべきではないか。</p>	<p>それぞれの状態に応じて基準の適用をすればよいことから、上階、下階と区別して規定する必要はないと考えています。</p>
<p>車いす＋介護者が安全に乗り降りするためのスペースを面積のみの測り方で行うのは無理がある。かごの進行方向の奥行きを表現を加えるべきである。</p>	<p>設計上、車いすがかごに入り、静止することができるかごの幅は確保されることから、かごの床面積を規定することで、特段奥行きまでを規定しなくとも、車いす＋介護者が安全に乗り降りするためのスペースは確保できるものと考えます。</p>
<p>「階床を貫通するもの」の意味が不明瞭である。吹き抜けに面して階床間を昇降するものは「階床を貫通するもの」と解してよいか。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。</p>
<p>「昇降行程が1m以下かつ最大定員が1名で住戸内に設置されるもの」は「かごの床面積が1㎡以下かつ最大定員が1名で…」の誤りではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。</p>
<p>「最大定員が1名で住戸内に設置されるもの(車いす使用者が使用するものを除く。)」とあるが、車いす使用者が使用するものとそうでないものとを区別する基準が明らかでない。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、案の修正をさせていただきました。</p>
<p>本改正規定で定められたものよりも簡易なリフトの扱いを明確にしていきたい。</p>	<p>昇降機に該当するものについては、本告示やその他の建築基準法令に適合することが必要と考えています。</p>
<p>段差解消機については、住宅に設置するものと公益施設に設置するものを一律に規制するのではなく、個人用途のものはより緩和していただきたい。</p>	<p>住宅専用のエレベーターについては、平成12年建設省告示第1413号第1第五号等により、緩和規定を設けています。</p>
<p>国土交通省の姿勢として、もっとユニバーサルデザインに力点を移して欲しい。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>改正案には駆動方式に関する記述がなく、現行では、ロープ、油圧の駆動方式に対しては構造基準があるが、ラックピニオン式、ねじ駆動方式の構造基準が示されていない。</p>	<p>現時点では、ロープ式及び油圧式以外の駆動方式のエレベーターについて、技術基準を設定するだけの知見を有していないため、ラックピニオン式等の駆動方式を用いる場合は、大臣認定の取得によりご対応いただいております。今後、技術的知見の蓄積を踏まえ、基準の充実を検討していきたいと考えています。</p>
<p>平成12年建設省告示1423号第6、第7には「乗降口及びかご内においてかごの昇降を停止させる装置」が規定されているが、運転手がいなければ昇降ができない昇降機の場合、この規定はどのように適用されるのか。</p>	<p>当該基準に適合することが必要と考えています。</p>